

はじめに

川崎市子どもの権利委員会は、川崎市子どもの権利に関する条例第38条に基づいて設置された、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するための全国初の検証機関です。

第2期川崎市子どもの権利委員会は、市長から、「子どもの居場所と活動拠点」についての検証および「子どもの権利に関する行動計画」への意見という諮問を受け、2004（平成16）年10月から活動を始め、子どもの権利に関する実態・意識調査や行政による施策の自己評価をもとにした市民や子どもとの対話を実施するなど、子どもの現実を踏まえた施策の検証に努め市長に答申しました。

このような子どもの権利委員会による活動は、国内的にも国際的にもほとんど例がない取組であり、多くの自治体や国際機関から注目を集め、その重要性も認識されてきております。

この報告書は主に次のような目的で作成されています。

- (1) 第2期川崎市子どもの権利委員会の活動を自己評価する。
- (2) 子どもの権利委員会による検証システムをより有効に機能させるための資料とする。
- (3) 行政、市民が子どもの権利委員会活動への理解を深めるための資料とする。

子どもの権利委員会が、子どもの権利条例に基づいて本来の役割を果たすためには、委員会、行政、子どもをはじめとする市民とのパートナーシップが必要です。川崎を「子どもにやさしいまち」にしていくために、より多くの市民の中に、権利委員会の活動への関心が広がり理解が深まることを願っています。

2007（平成19）年8月

川崎市子どもの権利委員会委員長 荒牧重人